

消防危第 41 号
平成 9 年 3 月 31 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について(通知)

危険物取扱者免状に係る事務処理手続きに関し、執務資料を送付するので執務上の参考にされたい。

また、関係団体に対してもこの旨示達され、運用に遺漏のないよう御指導願いたい。

問 (昭和 63 年 12 月 27 日付け消防危第 125 号)危険物規制課長通知「危険物取扱者免状に関する事務処理手続きについて」中 3 免状の書換え(2)「書換事由を証明する書類とは、戸籍抄本等をいう」とされているが、住民票でも既得免状との対比によって変更事由の確認ができれば戸籍抄本等に該当すると解してよいか。

答 お見込みのとおり。